

かほく市奨学資金申込要項

かほく市は、品行方正・成績優秀な学生生徒で、経済的な理由により修学が困難な方に対して、学資金を支給し有用な人材の育成を図っております。

1. 出願の資格、対象

- ア 保護者が、かほく市に引続き6ヶ月以上住所を有すること
- イ 高等学校及び高等専門学校に在学する生徒（4月進学者を含む）
- ウ 品行方正・成績優秀で学業成績が5段階評価で原則として3.5以上であること
- エ 経済的な理由の目安
 - (1) 現在、生活保護を受けている方
 - (2) 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯
 - (3) 保護者が災害により市民税、固定資産税の減免を受けた方
 - (4) 個人事業税が減免を受けている世帯
 - (5) 保護者が国民年金の納付を免除されている方
 - (6) 国民健康保険料を減免又は徴収の猶予を受けている方
 - (7) 同一生計に属するものが児童扶養手当の支給を受けている方
 - (8) 同一生計に属するものが就学援助費を受けている方
 - (9) 生活福祉資金による貸付けを受けている方
 - (10) その他市長が特に経済的理由により修学困難（生活保護に準ずる世帯）と認める方

2. 奨学金の額

かほく市の予算に定める範囲内で、月額8,000円以内を支給する。
(支給対象人数により、支給月額8,000円以下となる場合もあります。)

3. 募集の期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで（※必着）

4. 出願手続き

申請者は、下記書類記入のうえ各々指定の場所へ提出してください。

- ア かほく市奨学生出願書（※申請者、保護者それぞれ自署のこと）
 - ・願書は、かほく市内の中学校又は教育委員会、高松・七塚サービスセンターにあります。
 - イ 前年の家庭の経済状況を証する書類
 - ・給与所得者は給与所得源泉徴収票(写)、その他の者は確定申告書(写)
 - ウ 「高校生活の目標」と題した作文（市販の原稿用紙400字程度）
 - ・学校での目標やボランティア活動など社会貢献についての目標をお書きください。
 - エ かほく市奨学生推薦調書（※申請者、保護者それぞれ自署のこと）
- ◆ ア、イ、ウ は、かほく市教育委員会へ
- ◆ エ は、新1年生は卒業した中学校へ、新2、3年生は在籍する高等学等校へ

5. 選考と決定

奨学生は、申請のあった者の家計収入、家庭の事情、学業成績などについて審査し、かほく市奨学生選考委員会にはかり決定されます。（審査により、支給対象外となる場合があります。）

認定の可否は書面にて本人に6月初旬までにお知らせします。

貸付制度を除く他の奨学資金を受ける場合は、本奨学資金を受給できません。

6. お問い合わせ

かほく市教育委員会事務局 学校教育課（TEL 076-283-7136）